

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【公開番号】特開2000-315579(P2000-315579A)

【公開日】平成12年11月14日(2000.11.14)

【出願番号】特願平11-123002

【国際特許分類第7版】

H 05 B 33/14

C 09 K 11/06

【F I】

H 05 B 33/14 B

C 09 K 11/06 6 4 5

【手続補正書】

【提出日】平成16年7月21日(2004.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

従来知られている赤色の発光層材料としては、上記のDCM誘導体、ナイルレッド(Science 267, 1332(1995))、ペリレン誘導体(App1. Phys. Lett., 64, 187(1993))、ユーロピウム錯体(Chem. Lett., 1267(1991))などがあるものの、発光効率、長期の安定性の面で必ずしも満足のいくものではなく、発光効率に優れるとともに寿命に優れた赤色発光材料の開発が望まれていた。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

これらの化合物を用いることにより、高い輝度での発光が可能であり、特に、黄色～赤色の長波長領域の発光色の有機EL素子を得ることができる。また、連続駆動や、パルス駆動においても長期にわたって安定した特性を得ることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0068】

例7(比較例)

例5のキナクリドン化合物(式(10))の代わりに下記式(12)で表されるナイルレッドを用いたこと以外は例5と同様にして、有機EL素子を作製した。この素子の発光層内のナイルレッドの濃度は1.5モル%であった。